

システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い証券会社が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより証券会社が損失を被るリスクである。

検査官は、「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）」及び本チェックリストにより、システムリスクの管理態勢の確認検査を行うものとする。しかしながら、管理態勢に問題が見られ、さらに深く業務の具体的な検証をすることが必要と認められる場合には、検査官は、「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準」及び「同解説書」（財団法人金融情報システムセンター編）等に基づき行うものとする。

なお、検査官は企業が保持する保護すべき情報が役職員又は部外者等により、改竄削除又は外部に漏洩するリスクについても本チェックリストに基づき、検証を行うこととする。

本チェックリストは、証券会社及び外国証券会社に係る検査並びに登録金融機関の行う証券業務に関する検査において適用するものである。本チェックリストにおいては、特にことわりのない限り、証券会社、外国証券会社及び登録金融機関を総称して「証券会社」ということとする。また、引用法令条文等は、原則として証券取引法のみを記載することとし、外国証券業者に関する法律等による準用規定は省略することとする。

【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が証券会社を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。各証券会社においては、自己責任原則の下、本検査マニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に活かし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じたマニュアルを自主的に作成し、証券会社の業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

本検査マニュアルは、検査官が、財務規制違反を検査により把握した場合に、その背景・原因となる態勢上の問題を指摘することにより、監督部局による的確な監督上の措置の発動に資すること、検査により、リスク管理態勢に問題があると認められ、それが、法令違反に通じるおそれがあるなど、取引の公正の確保、投資者の保護等の観点から重大な問題があると認められる場合には、態勢上の問題を検査により指摘することにより、監督部局による態勢の改善に向けた指導・監督に資すること、及びリスク管理態勢を検査により確認することにより、法令等・財務規制遵守上問題のある分野を察知し、検査を行う際の重点の置き方に資することを目的としている。

本検査マニュアルの各チェック項目は、以上の目的から検査官が証券会社のリスク管理態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を証券会社に法的に義務付けるものではない。また、検査官が各項目を悉皆的に検証することを目的としたわけではなく、検査官は、証券会社の規模、特性及び業務内容を十分に踏まえ、財務規制遵守その他投資者の保護等の観点から問題がある事項について指摘する必要がある。

よって、本検査マニュアルの適用に当たっては、証券会社の規模、特性及び業務内容を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目について記述されている字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保並びに投資者の保護等の観点からみて、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものである、と認められるものであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に被検査証券会社と十分な意見交換を行う必要がある。

【注】

チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての証券会社についてのチェック項目であるが、字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものであると認められるものであれば、不適切とするものではない。したがって、検査官は、各チェック項目を確認の上、その実効性を十分に検証する必要がある項目である。

チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、証券会社に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。したがって、検査官は、各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。

「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められているが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。

「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録を整備すること等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する、又は、監査役が常務会等に参加する等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。

「監査役会」については、その設置を要しない証券会社にとっては「監査役」とする。また、「監査役会等」とは、監査役会及び監査役をいう。

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
<p>・リスク管理に対する認識等</p> <p>1．取締役の認識及び取締役会等の役割</p>	<p>(1) 証券会社全体の経営方針に沿った戦略目標の明確化</p> <p>(2) リスク管理の方針の確立</p>	<p>(1) 取締役会は、戦略目標を定めているか。戦略目標には、情報技術革新を踏まえ、経営戦略の一環としてシステムを捉えるシステム戦略方針を含んでいるか。</p> <p>システム戦略方針には、システム開発の優先順位、情報化推進計画、システムに対する投資計画等を定めているか。</p> <p>(2) 取締役会は、リスク管理の基本方針を定めているか。リスク管理の基本方針には、セキュリティーポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針）及び、外部委託に関する方針を含んでいるか。</p> <p>セキュリティーポリシーには、保護されるべき情報資産、保護を行うべき理由、それらについての責任の所在、等を定めているか。</p> <p>外部委託に関する方針は、委託業務に関する事故であっても顧客に対しては、責任を免れない可能性があることが十分認識されたうえで定められているか。</p> <p>【参考】 「金融機関等におけるセキュリティーポリシー策定のための手引書」 （財団法人 金融情報システムセンター編）</p>	<p>(注)「取締役会」、「取締役会等」には外国証券会社の本邦支店における最高意思決定機関等を含むものとする。</p> <p>(注)「セキュリティーポリシー」の対象範囲は、コンピューターシステムや記録媒体等に保存されている情報のみならず紙に印刷された情報等を含む。</p>
<p>・適切なリスク管理態勢の確立</p> <p>1．リスクの認識と評価</p>	<p>管理すべきリスクの所在、種類の特定</p>	<p>業務系・情報系・その他のシステムといった業務機能別システムのリスクの評価を含め、システム全般に通じるリスクを認識・評価しているか。</p> <p>システム部門以外において独自にシステムを構築する場合においても該当システムのリスクを認識・評価しているか。</p> <p>ネットワークの拡充（インターネット、電子メール等）及びPC（パソコン）の普及等によりリスクが多様化・増加していることを認識・評価しているか。</p>	
<p>2．職責の分離</p>	<p>相互牽制体制の構築</p>	<p>個人のミス及び悪意を持った行為を排除するため、システム開発部門と運用部門の分離分担を行っているか。</p> <p>ただし、要員数の制約から業務部門を開発部門と運用部門に明確に分離することが困難な場合には、開発担当と運用担当を定期的にローテーションすること等により相互牽制を図っているか。</p> <p>なお、上記に関わらず、EUC（エンドユーザーコンピューティング）等開発と運用の組織的分離が困難なシステムについては、コンプライアンス部門等により牽制を図っているか。</p>	
<p>・監査及び問題点の是正</p>	<p>(1) 内部監査部門の体制整備</p>	<p>(1) 内部監査部門は、システム関係に精通した要員を確保しているか。</p> <p>また、必要に応じてシステム監査とシステム監査以外の監査が連携して監査ができる体制となっているか。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
1．内部監査	(2) 内部監査部門の監査の手法及び内容	(2) 監査対象は、システムリスクに関する業務全体をカバーしているか。 内部監査を行うに当たっては、監査証跡（処理内容の履歴を跡付けることができるジャーナル等の記録）の確認等、システムの稼働内容について裏付けをとっておくことが望ましい。	
2．外部監査	外部監査の活用	システムリスクについては、定期的に会計監査人等による外部監査を受けていることが望ましい。	
・企画・開発体制のあり方 1．企画・開発体制	(1) 企画・開発体制	(1) 信頼性が高く、かつ、効率的なシステム導入を図る企画・開発のための規定を整備しているか。 機械化委員会等の横断的な審議機関を設置していることが望ましい。 中長期の開発計画を策定しているか。 システムへの投資効果を検討し、システムの重要度及び性格を踏まえ、必要に応じ（システム部門全体の投資効果については必ず）取締役会に報告しているか。 開発案件の検討・承認ルールが明確になっているか。 本番システムの変更案件も承認のうえ実施しているか。	
(2) 開発管理	(2) 開発に関わる書類やプログラムの作成方式は、標準化されているか。 開発プロジェクトごとに責任者を定め、システムの重要度及び性格を踏まえ取締役会等が進捗状況をチェックしているか。		
(3) 規定・マニュアルの整備	(3) 設計、開発、運用に関する規定・マニュアルが存在しているか。 業務実態に即した見直しを実施しているか。 設計書等は開発に関わる書類作成の標準規約を制定し、それに準拠して作成していることが望ましい。 開発に当たっては、監査証跡（処理内容の履歴を跡付けることができるジャーナル等の記録）を残すようなシステムとすることが望ましい。 マニュアル及び開発に関わる書類等は、専門知識のある第三者に分かりやすいものとなっているか。		
(4) テスト等	(4) テストは適切かつ十分に行われているか。 テストやレビュー不足が原因で、長期間顧客に影響が及ぶような障害や経営判断に利用されるリスク管理用資料等の重大な誤算が発生しないようなテスト実施体制を整備しているか。 テスト計画を作成しているか。 総合テストには、ユーザー部署も参加していることが望ましい。 検収に当たっては、内容を十分理解できる役職員により行われているか。		
(5) 人材の養成	(5) 人材の養成に当たっては、開発技術の養成だけでなく、開発対象とする業務に精通した人材の養成を行っているか。 デリバティブ業務、電子決済、電子取引等、専門性の高い業務分野や新技術について、精通した開発要員を養成していることが望ましい。		

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
2. 新規分野への進出	新規分野への進出	新規分野・新技術について、情報収集・研究等が行われ、経営戦略上の位置づけについて検討していることが望ましい。	
・体制の整備 1. 管理体制	(1) セキュリティ管理体制	(1) 定められた方針、基準、及び手順に従ってセキュリティが守られているかを適正に管理するセキュリティ管理者を設置しているか。 (注) セキュリティは、例えば以下の観点から確保しているか。 イ. フィジカルセキュリティ ・物理的侵入防止策 ・防犯設備 ・コンピュータ稼働環境の整備 ・機器の保守・点検体制 等 ロ. ロジカルセキュリティ ・開発・運用の各組織間・組織内の相互牽制体制 ・開発管理体制 ・電子的侵入防止策 ・プログラムの管理 ・障害発生時の対応策 ・外部ソフトウェアパッケージ導入時の評価・管理 ・オペレーション面の安全管理 等 セキュリティ管理者は、システム、データ、ネットワーク管理体制を統括しているか。	(注) 「営業部店等」とは、営業部店及び海外支店を含む。
(2) システム管理体制	(2) システムの安全かつ円滑な運用と不正防止のため、システムの管理手順を定め、適正に管理するシステム管理者を設置しているか。 システム管理者は、システム単位あるいは業務単位で設置していることが望ましい。 それぞれシステムの資産調査は定期的に行い、適正なスクラップアンドビルドを行っているか。 営業部店等について、それぞれの設備・機器も適切かつ十分に管理する体制を整備しているか。 社外に持ち出すコンピュータ・記録媒体等に対する適切かつ十分な管理体制を整備しているか。 システム部門以外で独自にシステムを構築しているシステムについても、システム管理者を定めているか。		
(3) データ管理体制	(3) データについて機密性、完全性、可用性の確保を行うためにデータ管理者を設置しているか。 データの管理手順及び利用承認手続等を規定・マニュアルとして定め、関係者に周知徹底させることにより、データの安全で円滑な運用を行っているか。 データ保護、データ不正使用防止、不正プログラム防止策について適切かつ十分な管理体制を整備しているか。		

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>【参考】 「金融機関等における個人データ保護のための取扱指針」(改正版) (財団法人金融情報システムセンター編)</p>	
	(4) ネットワーク管理体制	<p>(4) ネットワーク稼働状況の管理、アクセスコントロール及びモニタリング等を適切に管理するために、ネットワーク管理者を設置しているか。 ネットワークの管理手順及び利用承認手続等を規定・マニュアルとして定め、関係者に周知徹底させることにより、ネットワークの適切かつ効率的で安全な運用を行っているか。 証券会社にあつては、ネットワークがダウンした際の代替手段を考慮しているか。</p>	
2. システム運用体制	(1) 職務分担の明確化	<p>(1) データ等受付、オペレーション、作業結果確認、データやプログラムの保管の職務分担は明確になっているか。 運用担当者が担当外のデータやプログラムにアクセスすることを禁じているか。</p>	
	(2) システムオペレーション管理	<p>(2) 所定の作業は、スケジュール表、指示表などに基づいてオペレーションを実施しているか。 承認を受けた作業スケジュール表、作業指示書に基づいてオペレーションを実施しているか。 オペレーションは、全て記録され、かつ管理者は、チェック項目を定め点検しているか。 重要なオペレーションは、複数名による実施が可能となることが望ましく、また、可能な限り自動化することが望ましい。 オペレーションの処理結果を管理者がチェックするためのレポート出力機能や、作業履歴を取得し、保存する機能を備えているか。 開発担当者によるオペレーションへのアクセスを原則として禁じているか。障害発生時等でやむを得ず開発担当者がアクセスする場合には、当該オペレーションの管理者による開発担当者の本人確認及びアクセス内容の事後点検を行っているか。</p>	
	(3) トラブル管理	<p>(3) トラブル発生時には、記録簿等に記入し、必要に応じ本部に報告が行われる体制を整備しているか。 トラブル内容の定期的な分析を行い、それに応じた対応策をとっているか。 経営に重大な影響を与えるようなトラブルの場合には、速やかに本部と連携し、問題の解決を図るとともに、取締役会に報告しているか。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(4) 顧客等のデータ保護	<p>(4) 法的に許される場合及び顧客自身の同意がある場合を除き、原則として顧客データを第三者に開示することを禁止しているか。顧客データの取扱いについては、管理責任者、管理方法及び取扱方法を定め、適切に管理しているか。</p> <p>顧客データへの不正なアクセス又は顧客データの紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して、適切な安全措置を講じているか。</p> <p>顧客データ以外の重要な情報についても管理責任者、管理方法を定め、適切に管理しているか。</p> <p>【参考】 「金融機関等における個人データ保護のための取扱指針」(改正版) 「金融機関等におけるセキュリティポリシー策定のための手引書」 (財団法人金融情報システムセンター編)</p>	
	(5) 不正使用防止	<p>(5) 不正使用防止のため、業務内容や接続方法に応じ、接続相手先が本人若しくは正当な端末であることを確認する体制を整備しているか。</p> <p>不正アクセス状況を管理するため、システムの操作履歴を監査証跡として取得し、事後の監査を可能とするとともに、定期的にチェックしているか。</p> <p>端末機の使用及びデータやファイルのアクセス等の権限については、その重要度に応じた設定・管理方法を明確にしているか。</p>	
	(6) コンピュータウイルス等	<p>(6) コンピュータウイルス等の不正なプログラムの侵入を防止する方策を取っているとともに、万が一侵入があった場合速やかに発見・除去する体制を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンピュータウイルスへの感染 ・ 正規の手続を経ていないプログラムの登録 ・ 正規プログラムの意図的な改ざん 等 	
外部委託管理	(1) 外部委託の計画・実行	<p>(1) システムにかかる外部委託業務の計画・実行にあたっては、外部委託を行う範囲の決定及びリスク管理の具体策を策定しているか。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(2) 外部委託業務のリスク管理体制	<p>(2) 外部に委託しているシステム及び業務を適切に管理する管理者を設置しているか。</p> <p>外部に委託している業務についてリスク管理が十分できるような体制（リスクの認識・評価体制、是正等）を契約等によって構築しているか。</p> <p>委託先と守秘義務契約を締結しているか。</p> <p>委託先社員等が接することができるデータには、必要に応じて一定の制限を設けているか。</p> <p>外部委託した業務及び業者について、定期的に評価を行っているか。</p> <p>なお、外部委託した業務について、業務の内容等に応じ、定期的に第三者機関の評価を受けていることが望ましい。</p>	
	(3) 問題点の是正	(3) 認識された問題点について速やかに是正しているか。	
・ 防犯・防 災・バック アップ	(1) 防犯対策	(1) 犯罪を防止するため、防犯組織を整備し、責任者を明確にしているか。	
	(2) コンピュータ犯罪・事故等	(2) コンピュータ犯罪及びコンピュータ事故（ウィルス等不正プログラムの侵入、CD/ATMの破壊・現金の盗難、カード犯罪、外部者による情報の盗難、内部者による情報の漏洩、ハードウェアのトラブル、ソフトウェアのトラブル、オペレーションミス、通信回線の故障、停電、外部コンピュータの故障等）に対して、十分に留意した体制を整備し、点検等の事後チェック体制を整備しているか。	
	(3) 防災対策	(3) 災害時に備え、被災軽減及び業務の継続のための防災組織を整備し、責任者を明確にしているか。	
	(4) バックアップ	(4) 重要なデータファイル、プログラムの破損、障害等への対応のため、バックアップを取得し、管理方法を明確にしているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(5) コンティンジェンシープランの策定	<p>(5) 災害等によりコンピュータシステムが正常に機能しなくなった場合に備えたコンティンジェンシープランを整備しているか。</p> <p>コンティンジェンシープランの策定及び重要な見直しを行うに当たっては、取締役会による承認を受けているか。(上記以外の見直しを行うに当たっては、取締役会等の承認を受けているか。)</p> <p>コンティンジェンシープランの整備に当たっては、「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン要綱」及び「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書」(財団法人金融情報システムセンター編)を参照しているか。</p> <p>コンティンジェンシープランの整備に当たっては、災害による緊急事態を想定するだけでなく、証券会社の内部に起因するものや証券会社の外部に起因するものも想定しているか。</p> <p>コンティンジェンシープランの整備に当たっては、顧客に与える被害等を分析しているか。</p> <p>コンティンジェンシープランを使用した訓練を定期的に行っていることが望ましい。</p> <p>【参考】 「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン要綱」 「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書」 (財団法人 金融情報システムセンター編)</p>	